

令和4年度

自動販売機設置事業者募集案内書

受付期間 令和4(2022)年8月 31日まで

入札日 令和4(2022)年9月 12日

札幌市交通局事業管理部総務課

011-896-2708 (電 話)

011-896-2790 (F A X)

<http://www.city.sapporo.jp/st/torikumi/jidouhanbaiki/jidouhanbaiki.html>

お申込みの前には必ずこの案内書をお読み下さい。

目 次

ページ

◇ 令和4年度 自動販売機設置事業者募集のご案内

自動販売機設置事業者募集のご案内	2
申込みから契約締結までの流れ	2
自動販売機設置事業者募集要項	3
1 募集する物件	3
2 応募資格要件	5
3 応募申込手続	5
4 入札及び開札の日時、場所	6
5 入札保証金	6
6 入札の手続き	6
7 落札者の決定	7
8 契約の締結等	7
9 その他	7
10 募集に関する問い合わせ先	8
市有財産の貸付にかかる一般競争入札参加申込書	9
入札書	10
委任状	11
辞退届	12
還付申出書	13
公有財産貸付申請書	14
誓約書	15
貸付契約書（自動販売機）案	16
提出する書類のチェック表	21
仕様書	22
貸付案内図面	添付図面 1～4参照

令和4年度 自動販売機設置事業者募集のご案内

申込みから契約締結までの流れ

<p>【募集案内書を熟読する】 この案内書を最後までよく読んで、お申込みに備えて下さい。</p>	<p>全 28 ページ 配布（公表）開始日は、 令和4年8月4日</p>
<p>【貸付物件を確認する】 申込書類の提出前に、貸付案内図面を確認して下さい。 ※ セキュリティの観点から、対象物件の図面の添付を一部省略しています。詳細は落札者の方へ開示します。</p>	<p>別添図面 1～4</p>
<p>【申込書類を準備して提出する】 法人・個人の別によって、提出書類が変わります。 札幌市交通局事業管理部総務課（本局3階）まで持参願います。 平日の8時45分～17時15分までとなります。 後日、入札参加者資格等の審査を行い、入札参加資格確認結果通知書等を送付いたします。</p>	<p>申込書類の提出 5～6 ページ 令和4年8月 31日まで 入札参加資格者証・入札保証金納付書等の送付 令和4年 9月5日ころ</p>
<p>【入札保証金を納める】 入札に参加するには、札幌市が定めた期日までに入札保証金を納めて下さい。※入札保証金は免除できる場合があります。</p>	<p>6 ページ 令和4年9月 8日まで</p>
<p>【入札に参加する】 入札日の当日に、受付窓口において入札参加資格者証等を提示して入札会場にお入り下さい。 入札に必要な書類を各種ご用意下さい。</p>	<p>6 ページ 令和4年9月 12日 13時30分 交通局本局(5階入札室)</p>
<p>【契約保証金を納入及び入札保証金の還付申出】 落札者には、貸付申請書等の書類と契約保証金の納付書を送付いたしますので、指定した期日までに書類の提出と納入を済ませてください。※契約保証金は免除できる場合があります。（入札保証金は契約保証金に充当することといたします。） なお、落札しなかった方の入札保証金は、入札終了後に返還いたしますので、還付申出書を提出して下さい。ただし、落札者が後にその資格を取消された場合の入札保証金は札幌市に帰属します。</p>	<p>契約保証金の納付 7 ページ 令和4年9月 20日まで 提出書類 7 ページ 令和4年9月 20日まで 入札保証金の還付 6 ページ 令和4年9月 20日まで</p>
<p>【貸付契約を締結する】 契約保証金の納付確認後、貸付契約を締結します。 (違約により契約が解除となった場合、納付済みの契約保証金は、札幌市に帰属します。)</p>	<p>7 ページ 令和4年9月 20日まで</p>
<p>【施設管理者との打ち合わせ】 自動販売機を設置する箇所の施設管理者と、自動販売機の設置方法・日時・管理方法など取り決めを行って下さい。</p>	<p>令和4年9月 27日まで</p>

自動販売機設置事業者募集要項

札幌市交通局事業管理部総務課では、交通局職員及び交通局事業関係者が主に利用する自動販売機について設置事業者を募集しますので、参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 募集する物件

(1) 物件一覧

ア 物件 1

No.	建物名称及び所在地	貸付場所	最大貸付面積(㎡)	最大幅(mm)	最大奥行(mm)	販売品目	最低貸付価格(年額・税抜)
1	南北線乗務庁舎(札幌市中央区大通西2丁目東豊線大通駅構内)	地下2階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
2	東豊線乗務庁舎(札幌市中央区南6条西1丁目)	5階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
3	関連施設(札幌市厚別区大谷地東)	2階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
4	東車両基地(札幌市厚別区大谷地東6丁目)	2階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
5	西車両基地(札幌市西区二十四軒1条4丁目)	地下2階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
合計			4.6				90,000

※ 貸付面積には、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。
 ※ 関連施設の具体的な場所等については、落札者へ開示します。

イ 物件 2

No.	建物名称及び所在地	貸付場所	最大貸付面積(㎡)	最大幅(mm)	最大奥行(mm)	販売品目	最低貸付価格(年額・税抜)
1	東西線乗務庁舎(札幌市厚別区厚別中央1条3丁目)	1階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
2	東豊線乗務庁舎(札幌市中央区南6条西1丁目)	2階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
3	南車両基地(札幌市南区真駒内東町2丁目)	1階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
4	東車両基地(札幌市厚別区大谷地東6丁目)	1階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
合計			3.68				72,000

※ 貸付面積には、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

ウ 物件 3

No.	建物名称及び所在地	貸付場所	最大貸付面積(m ²)	最大幅(mm)	最大奥行(mm)	販売品目	最低貸付価格(年額・税抜)
1	南車両基地(札幌市南区真駒内東町2丁目)	1階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
2	南北線乗務庁舎(札幌市中央区大通西2丁目東豊線大通駅構内)	地下2階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
3	東西線乗務庁舎(札幌市厚別区厚別中央1条3丁目)	1階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
4	東車両基地(札幌市厚別区大谷地東6丁目)	1階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
5	東車両基地(札幌市厚別区大谷地東6丁目)	1階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
合計			4.6				90,000

※ 貸付面積には、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

エ 物件 4

No.	建物名称及び所在地	貸付場所	最大貸付面積(m ²)	最大幅(mm)	最大奥行(mm)	販売品目	最低貸付価格(年額・税抜)
1	南北線乗務区分室(札幌市南区真駒内東町2丁目)	1階	0.68	850	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
2	東豊線乗務庁舎(札幌市中央区南6条西1丁目)	5階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
3	東車両基地(札幌市厚別区大谷地東6丁目)	2階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
4	西車両基地(札幌市西区二十四軒1条4丁目)	地下2階	0.92	1,160	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
5	教習所(札幌市厚別区大谷地東2丁目)	2階	0.68	850	800	飲料(ペットボトル・缶)	18,000
合計			4.12				90,000

※ 貸付面積には、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

(2) 貸付期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで(3年間)とします。

※ いずれの物件も貸付期間満了後の更新は行わないこととします。

※ 上記期間中に、各線乗務庁舎及び南北線乗務区分室は移転の予定があります。

(3) 貸付料

貸付料は、入札金額に契約年数を乗じ、さらに消費税相当額を加算した金額(入札金額×3(3年分)×消費税率)となります。

(4) 貸付物件の仕様等

仕様書(本書22~29ページ)のとおりです。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 札幌市交通局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。（入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと。）
- (3) 札幌市内に、本店、支店、営業所又は、事業者を置いていること。
- (4) 前年度及び前々年度において、自動販売機設置事業の実績を有していること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。
- (6) 上記（5）に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。
- (7) 札幌市税の未納がないこと。
- (8) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

3 応募申込手続

この募集に参加を希望される方は、応募資格要件の審査を行うため、一般競争入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）及び資格を証する関係書類を提出してください。

申込みにあたっては、募集案内書を熟読し、契約の条件等を確認の上、お申込みください。

(1) 受付期間

令和 4 年 8 月 4 日（木）から令和 4 年 8 月 **31 日**（水）までの平日 8 時 45 分から 17 時 15 分まで（12 時 15 分～13 時 00 分を除く） ※郵送の場合は、申込期限必着とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、特定記録郵便等の引受記録が残るものとし、「自動販売機入札参加申込書在中」と表記の上、連絡先及び担当者名を明記し、封筒に入れ密封してください。

(3) 提出先

ア 提出先の名称

札幌市交通局事業管理部総務課庶務係

イ 提出先の所在地

〒004-8555

札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4-1 交通局本局 3 階

(4) 提出書類

ア 申込者が法人の場合

(ア) 参加申込書（9 ページ）

(イ) 登記事項証明書

(ウ) 代表者印の印鑑証明書

(エ) 札幌市税の納税証明書

札幌市法人市民税及び固定資産税（償却資産を含む。）について、申込時点において終了している事業年度のうち直近 2 年度において未納が無いことを証明する書類（納税証明書）を提出すること。

この書類を有していない場合は、納税証明書に代えて、その旨を書面（様式は自由。代表取締役印の押印を要する。）により提出すること。

(オ) 前年度及び前々年度の自動販売機設置実績を申告する書類

イ 申込者が個人の場合

(ア) 参加申込書（9 ページ）

(イ) 印鑑登録証明書

(ウ) 札幌市税の納税証明書

札幌市市民税及び固定資産税（償却資産を含む。）について、前年度及び前々年度において未納が無いことを証明する書類（納税証明書）を提出すること。

この書類を有していない場合は、納税証明書に代えて、その旨を書面（様式は自由。押印したもの）により提出すること。

(エ) 身分証明書

◆ 破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）

◆ 住民票記載事項証明書

(オ) 前年度及び前々年度の自動販売機設置実績を申告する書類

※ 複数物件に申込みする場合について

➤ 参加申込書は、申込みいただく希望箇所にレ点を付けて提出して下さい。

- ▶ 各証明書等は、申込物件数に関わらず、1回のお申込みにつき各1部を提出して下さい。
 - ※ 証明書等の書類について
上記で提出いただく「登記事項証明書」、「印鑑証明書」、「納税証明書」、「身分証明書」はいずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）を提出して下さい。
 - ※ 提出書類は返却いたしませんので、ご了承願います。
 - ※ 札幌市交通局が必要と判断した場合には、上記の他に追加資料を提出して頂くことがあります。
- (5) 審査結果
入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書によりお知らせいたします。

4 入札及び開札の日時、場所

- (1) 入札及び開札の日時 令和4年9月 12日 (月) 13時30分
- (2) 入札及び開札の場所 交通局本局5階(入札室)
- ※ 入札日当日の13時20分から受付を行います。
 - ※ 入札開始時間に遅れた者は入札に参加できませんので、ご注意ください。
 - ※ 入札参加者以外は入札(開札)会場への入室はできません。
 - ※ 入札(開札)会場への入室は、各社(者)1名までとさせていただきます。

5 入札保証金

- 入札保証金は、最低貸付価格×3.0(3年分)×消費税率の100分の3の額となります。
- 納めていただいた入札保証金は、落札されなかった方については、入札終了後に還付申出書の提出により後日返還いたしますが、落札を取り消された方の入札保証金は、札幌市に帰属することとなります(下記7参照)。また、落札者については契約保証金に充当することとします。
- この入札保証金を札幌市交通局が返還する場合は、利息を付しません。
- なお、過去2年間に札幌市その他の官公庁と自動販売機の設置実績(目的外使用許可を含む)がある場合は、この保証金を免除しますので、当該契約書等の写しを参加申込書と併せて提出して下さい。
- ※ 入札保証金に係る領収済通知書(納入控)は入札時に必要になりますので、保管願います。

6 入札の手続き

- (1) 入札方法
- ア 入札書は、当日持参してください。郵送による入札は受け付けません。
 - イ 入札参加資格審査の結果、参加資格を認めた方には、入札参加資格者証等を送付しますので、所定の入札書(10ページ)に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札箱に投函してください。
なお、代理人が入札する場合は、委任状(11ページ)が必要となります。
 - ウ 入札書に記載する入札金額は、**1年間の貸付料の金額(消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額)**を記載してください。
なお、1-(1)の「物件一覧」の最低貸付価格には**消費税及び地方消費税に相当する額は含まれておりません**。
また、最低貸付価格に達しない価格による入札は無効とします。
 - エ 各物件を重複して落札することはできません。これは、互いに近接している自動販売機を異なる落札者に決定することで、施設利用者の利便性に配慮するものです。したがって、物件番号1から4までの順に入札及び開札を行い、落札以降の入札は不可とします。
- (2) 入札時に持参する書類
- ア 入札参加資格者証(本書)
 - イ 入札保証金に係る領収済通知書(納入控)
 - ※ コピーは不可
 - ※ 免除の方は不要です。
 - ウ 入札書(10ページ)
 - エ 委任状(11ページ)
 - ※ 代理人が入札する場合に必要になります。
 - オ 還付申出書(13ページ)
 - ※ 入札保証金を免除された方は不要です。
- (3) 無効となる入札
- ア 入札者(代理人)の記名押印がなされていない入札書を提出した入札
 - イ 入札金額に訂正のある入札書を提出した入札
 - ウ 記載事項の漏れ、誤記等により内容が確認できないような入札書を提出した入札
 - エ 鉛筆等、訂正が容易な筆記用具で記載された入札書を提出した入札

- オ 入札者（代理人）が2通以上の入札書を提出したときのそのすべての入札
 - カ 他の入札者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理人として入札したときのその全ての入札
 - キ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札
開札は、入札の終了後、入札者及び立会人の前で、氏名・価格を読み上げて公表し、落札者を決定します。
- (5) 辞退
入札執行の完了に至るまでは、辞退届（12 ページ）を提出することにより、入札を辞退することができます。

7 落札者の決定

落札者は、最低貸付価格（年額）以上の価格をもって有効な入札を行った方のうち最高価格（年額）の入札を行った方とします。

※ 落札した後に参加資格がないことが明らかになったとき、落札者が契約の締結を辞退したとき、指定した期日までに契約を締結しないとき、入札に不正行為があったと認められるとき、法令等に違反する事項が生じたときは、当該入札の落札を無効とし、入札価格の高い方の順（開札時に読み上げた方）に落札者を決定します。

また、最高価格（年額）で入札を行った方が複数いる場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。なお、くじ引きの辞退をすることはできません。

※ 落札者決定後に提出していただく書類は、次のとおりです。詳細は落札者決定後に説明しますので、その指示に従って作成し、指定した期日までに提出してください。

- ▶ 公有財産貸付申請書
- ▶ 誓約書
- ▶ 落札物件の各場所に設置する自動販売機の仕様（寸法及び年間消費電力量等）の関係書類

8 契約の締結等

(1) 契約の締結

落札者は、公有財産貸付申請書等の提出の上、札幌市と市有財産貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます。貸付契約書の様式は、16 ページから 19 ページまでのとおりで、**契約は総価（落札金額×3.0（3年分）×消費税率）**で行います。

本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

本件契約を締結しない場合は、落札は無効となり、札幌市交通局契約規程第2条に基づき、今後3年間、札幌市の一般競争入札に参加することができなくなる場合があります。

(2) 契約保証金

ア 本件契約締結時に契約保証金として、札幌市発行の納入通知書によりを指定期日までに一括で納入していただきます。当該保証金の金額は契約金額の100分の10（1円未満切上げ）の額となりますが、納入済の入札保証金はこれに充当することとします。

イ この保証金を指定する納期限までに納入しない場合は、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規程に基づく参加停止の措置を行います。

ウ 契約保証金は、貸付料等の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当します。

エ 契約保証金は、本件契約の期間満了時に、貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者の請求に基づいて返還することとします。ただし、返還の際は利息を付しません。

オ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、札幌市は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は札幌市に帰属することになります。

※契約保証金は札幌市交通局契約規程第25条の規定により免除できる場合があります。

9 その他

- (1) 事情により入札を変更し、又はやむを得ない事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 本入札案内書に定めるもののほか、札幌市交通局契約規程、札幌市交通局競争入札参加者心得、その他関係法令等の定めるところによります。
- (3) 入札参加のために提出された書類等記載された情報は、この入札事務にのみ使用します。
- (4) 入札において、2に規定する資格を有しない方のした入札書の提出及びこの要項に定める募集に関する条件に違反した入札書の提出は、無効とします。

10 募集に関する問い合わせ先

札幌市交通局事業管理部総務課庶務係 担当：能代谷

T E L : 011-896-2708

F A X : 011-896-2790

E-mail : ko.somu@city.sapporo.jp

令和4年度

公有財産の貸付にかかる一般競争入札参加申込書

(施設内自動販売機)

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市交通事業管理者
交通局長 中田 雅幸 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

事業の名称

一般競争入札による自動販売機設置のための公有財産の貸付け

入札に参加を希望する箇所（口内にレ点を付けて下さい。）

- | | | | |
|--------------------------|-------|-----------|-------|
| <input type="checkbox"/> | 物件番号1 | 東豊線乗務庁舎5階 | ほか4か所 |
| <input type="checkbox"/> | 物件番号2 | 南車両基地1階 | ほか3か所 |
| <input type="checkbox"/> | 物件番号3 | 東車両基地1階 | ほか4か所 |
| <input type="checkbox"/> | 物件番号4 | 教習所2階 | ほか4か所 |

令和4年8月 31日 申込期限の上記貸付の一般競争入札への参加を希望しますので、必要書類を添えて申込みます。

募集案内書の内容を遵守するとともに、この申込書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

入 札 書

入札金額				十億				百				千					円也

名 称 _____

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市交通局契約規程、札幌市交通局競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 中田 雅幸 様

入 札 者 住 所
商号又は名称 印
職・氏名

入札代理人 氏 名 印

- 備考 1 入札者については、法人その他の団体の場合は、名称及び代表者名を記載すること。
2 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）
3 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しません。

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 中田 雅幸 様

住 所
委任者 商号又は名称
職・氏名 印

委 任 状

名 称 _____

私は、上記名称の入札又は見積について氏名 _____ 印を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

入札又は見積に関する一切の件

- 備考 1 代理人の印は、入札書又は見積書に使用する印と同一の印を押印すること。
2 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

辞 退 届

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 中田 雅幸 様

住 所
商号又は名称
職・氏名

印

入札日時 令和 年 月 日 時 分

名 称

このたび、上記の通知を受けましたが、都合により入札を辞退いたします。

本書により辞退する場合は、入札開始前に総務課庶務係に提出すること。

- 備考1 本書により辞退する場合は、入札開始前に総務課に提出すること。
- 2 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は契約担当課の指示に従うこと。

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 中田 雅幸 様

申出人

印

還 付 申 出 書

この度生じました入札保証金の還付受取りにつき、下記の口座への振込みを希望します。

記

1. 還付金発生理由及び金額

(1) 還付金発生理由

公有財産の貸付にかかる一般競争入札における落札者に該当せず、また、入札の失格者とならないため。

(2) 還 付 金 額 円

2. 還付金受取人の住所及び氏名

住 所 _____

氏 名 _____

3. 還付先口座

金融機関 _____

預金種目 当座・普通

口座番号 _____

口座名義人 _____

公有財産貸付申請書

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 中田 雅幸 様

申請者 住 所
氏 名 印
(担当者氏名)
電 話

下記のとおり、公有財産を借受けたいので申請します。

記

1 所在及び地番（別添可能）※要割印

2 借受面積（別添可能）※要割印 m² ※小数点以下第 2 位まで

3 借受目的及び用途

4 借受期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 借受料
円

誓約書

札幌市交通事業管理者

交通局長 中田 雅幸 様

私は、申請にあたり、次の各号のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。
上記の誓約に反することが明らかになった場合は、契約又は許可を取り消されても異存ありません。

また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

- 1 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- 2 条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (2) 暴力団員が実質的に経営を支配している事業者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

生年月日（法人以外の場合に記入）

年 月 日

貸付契約書（自動販売機）案

貸付人 札幌市交通局（以下「貸付人」という。）と借受人〇〇（以下「借受人」という。）とは、次の条項により市有財産の貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付人は、その所有する別紙目録記載の貸付人所有の施設の一部を借受人に賃貸し、借受人は、その施設の一部を賃借する。

（使用目的）

第3条 借受人は、前条の貸付物件を自動販売機設置の用として使用するものとし、この用途（以下「指定用途」という。）以外の目的に使用してはならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するにあたっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金 〇〇 円（うち金 〇〇 円については入札保証金を充当）とする。
〔契約保証金は、免除する。〕

（注）〔 〕書きの部分は、契約保証金を免除する場合に適用する。

2 借受人は、第11条の規定に基づき貸付料が増額され契約保証金に不足が生じたときは、その不足額を甲に納付しなければならない。

3 貸付人は、本契約満了後、借受人が第20条に定める義務を履行したことを確認したときは、借受人の請求により契約保証金を借受人に返還する。ただし、第19条第3号から第6号の規定により契約を解除したときは、契約保証金は貸付人に帰属する。

4 契約保証金には、利息を付さない。

5 借受人は、貸付人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

（指定用途に供すべき期日）

第5条 借受人は、貸付物件を令和4年10月1日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供さなければならない。

2 借受人は、やむを得ない理由により指定期日の変更を必要とする場合は、理由を記載した書面により貸付人に申請し、その承認を受けなければならない。

（指定用途に供すべき期間）

第6条 借受人は、貸付物件を指定期日（甲が前条第2項の規定により指定期日の延長を承認したときは、その期日）の翌日から次条の貸付期間の満了日まで、引き続き指定用途に供しなければならない。

（貸付期間等）

第7条 貸付期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日まで（3年間）とし、更新は行わないものとする。

（貸付料等）

第8条 貸付料は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次期間貸付料

年次	期 間	貸 付 料
第1年次	自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日	〇〇 円
第2年次	自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日	〇〇 円
第3年次	自 令和6年10月1日 至 令和7年9月30日	〇〇 円

- 2 借受人は、年間消費電力量（理論値）が分かるもの（各自動販売機の仕様書・カタログ等）を提出することとし、以下の計算式により計算した電気料（月額）を負担しなければならない。
 （電気料金単価±燃料費調整単価+再生可能エネルギー発電促進賦課金）×年間消費電力量（理論値）÷12に消費税相当額を加えた額

（貸付料等の支払方法）

第9条 借受人は、前条に定める貸付料を、次に定めるところにより、貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	回数	納入金額	納入期限
第1年次	第1回	円	令和4年11月30日
	第2回	円	令和5年2月28日
	第3回	円	令和5年5月31日
	第4回	円	令和5年8月31日
	計	円	
第2年次	第1回	円	令和5年11月30日
	第2回	円	令和6年2月29日
	第3回	円	令和6年5月31日
	第4回	円	令和6年8月31日
	計	円	
第3年次	第1回	円	令和6年11月30日
	第2回	円	令和7年2月28日
	第3回	円	令和7年5月31日
	第4回	円	令和7年8月31日
	計	円	

- 2 電気料については、月ごとに算定し、札幌市交通局が発行する納入通知書により、各年次4月から6月までの分は5月末日まで、7月から9月までの分は8月末日まで、10月から12月までの分は11月末日まで、1月から3月までの分は2月末日までに納入すること。

（延滞利息）

第10条 借受人は、前条に規定する期日までに貸付料を納入しないときは、その翌日から納入した日までの日数に応じ、次に掲げる割合をその金額に乗じて計算した金額に相当する額を延滞利息として貸付人に支払わなければならない。ただし、貸付人が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 納入期限の翌日から1月を経過する日まで
「特例基準割合+1%」と「年7.3%」を比較して低い方の割合
- (2) 納入期限の翌日から1月を経過した日以降
「特例基準割合+7.3%」と「年14.3%」を比較して低い方の割合

（貸付料の改定）

第11条 貸付人は、経済事情の著しい変動があった場合において、第8条第1項の貸付料の額が不適當となったときは、第7条に定める期間の途中であっても貸付料を改定することができる。

（契約不適合責任等）

第12条 借受人は、この契約締結後、貸付物件について数量の不足、その他契約の内容に適合しないものを発見しても、既往の貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

（使用上の制限等）

第13条 借受人は、貸付物件を第3条に定める目的以外に使用してはならない。

（転貸・譲渡等の禁止）

第14条 借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約により生ずる権利を他に譲渡してはならない。

(物件保全義務)

第15条 借受人は、貸付物件を善良な管理のもとに維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全に要する費用は、借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第16条 借受人は、その住所又は氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）を変更したときは、直ちにその旨を貸付人に届け出なければならない。

(滅失又は損傷の通知)

第17条 借受人は、貸付物件が滅失又は損傷したときは、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

(実地調査等)

第18条 貸付人は、貸付物件の維持保全のため必要があると認めるときは、貸付物件について随時に実地調査をし、又は参考となるべき資料の報告を求め、貸付物件の維持保全に関し借受人に指示することができる。この場合、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除等)

第19条 貸付人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 貸付人において貸付物件を公用又は公共用に供するため必要となったとき。
- (2) 貸付人において貸付物件を第三者に譲渡する等の理由により必要となったとき。
- (3) 借受人が第3条に定める用途以外の用途に供したとき。
- (4) 借受人が指定期日を経過してもなおこれを指定用途に供せず、又はこれを指定用途に供した後、指定期間内にその用途を廃止したとき。
- (5) 借受人が貸付料を滞納したとき。
- (6) 借受人が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（借受人が個人である場合にはその者を、借受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時貸付契約を締結する事務所の代表者、借受人が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) その他借受人がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(貸付料の不還付)

第20条 前条の規定により本契約を解除した場合において、その原因が前条第1号及び第2号によるとき、その他借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既に納付された貸付料は還付しない。

(貸付物件の返還)

第21条 貸付期間が満了したとき、又は貸付人が前条の規定によりこの契約を解除したときは、直ちに借受人の責任と負担により貸付物件を原状に回復し、貸付人が指定する日までに返還しなければならない。

(損害賠償)

第22条 借受人は、その責めに帰する理由により貸付人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

2 第19条第3号から第7号までの規定により契約を解除した場合において借受人が損失を受けることがあっても、貸付人はその損失を補償しないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 23 条 借受人は、貸付期間が上記契約の締結満了した場合、又は第 19 条第 3 号から第 7 号までの規定により契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他の費用があっても、これを貸付人に請求することはできない。

(契約の費用)

第 24 条 この契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第 25 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人借受人協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 この契約に関する訴訟は、貸付人の所在地を管轄する裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、貸付人借受人それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸付人 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 - 1
札幌市交通事業管理者
交通局長 中田 雅幸

借受人 (住所)
(氏名)

目 録

(建 物)

所 在	建物の名称	数 量
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

提出する書類のチェック表

●参加申し込み時

法人の方	個人の方
<input type="checkbox"/> 参加申請書及び過去2年間の自動販売機設置実績を申告する書類	<input type="checkbox"/> 参加申請書及び過去2年間の自動販売機設置実績を申告する書類
<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 身分証明書 破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長発行）
<input type="checkbox"/> 代表者印の印鑑証明書	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
<input type="checkbox"/> 札幌市税の納税証明書 （ア）札幌市法人市民税 （イ）固定資産税（償却資産含む。）	<input type="checkbox"/> 札幌市税の納税証明書 （ア）札幌市市民税 （イ）固定資産税（償却資産含む。）
	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書

●入札日当日

- 入札参加資格者証（本書）
- 入札保証金に係る領収済通知書（納人控）
※コピーは不可
※入札保証金免除の方は不要
- 入札書（10ページ）
※住所、氏名等の記載漏れ及び押印漏れのないもの
- 委任状（11ページ）
※代理人が入札する場合は必要
- 還付申出書（13ページ）

仕 様 書（飲料用自動販売機 物件 1）

1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペース含む。）は、貸付面積（幅 1,160mm×奥行 800mm）の範囲内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、紙パック自販機については、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）についても可とする。

(3) 販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(4) 販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

(5) その他個別条件

ICカード「SAPICA」による電子マネー決済対応の機種とすること。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

(3) 自販機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、

自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

3 貸付期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日までとする。

4 貸付料

交通事業管理者（以下、「管理者」という。）が設定する最低貸付価格（年額、税抜）以上で、最高の入札価格（年額、税抜）をもって決定した方が提示した入札価格（年額、税抜）に消費税率を乗じて得た額に貸付期間の年数を乗じた金額とする。

貸付料の納入期日は、4月から6月までの分は5月末日まで、7月から9月までの分は8月末日まで、10月から12月までの分は11月末日まで、1月から3月までの分は2月末日までとする。

5 加算料

設置者は年間消費電力量（理論値）が分かるもの（各自動販売機の仕様書・カタログ等）を提出することとし、以下の計算式により計算した額（月額）とする。

$(\text{電気料金単価} \pm \text{燃料費調整単価} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価}) \times \text{年間消費電力量（理論値）} \div 12$ に消費税相当額を加えた額

納入方法は、市が発行する納入通知書により、4月から6月までの分は5月末日まで、7月から9月までの分は8月末日まで、10月から12月までの分は11月末日まで、1月から3月までの分は2月末日までに納入すること。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年4月末日及び10月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）をデータにより報告すること。

8 費用負担

(1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。

(2) 設置場所及び設置施設の移転並びに改修工事等がある場合の移設・復旧等に係る費用は、設置者において負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して札幌市交通局の指定する日までに返還しなければならない。

10 自販機設置に伴う事故

自販機設置の際は、現場担当者と十分に打ち合わせを行うこととし、札幌市交通局の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 札幌市交通局の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市交通局はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書（飲料用自動販売機 物件 2）

1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

- (1) 大きさ
設置面積（電源接続部分及び放熱スペース含む。）は、貸付面積（幅 1,160mm×奥行 800mm）の範囲内とすること。
- (2) 環境対策
 - ① 省エネ
「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。
 - ② ノンフロン
二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。
ただし、紙パック自販機については、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）についても可とする。
- (3) 販売品目
ペットボトル・缶飲料自販機
お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。
- (4) 販売価格
標準小売価格以下で販売すること。
- (5) その他個別条件
IC カード「SAPICA」による電子マネー決済対応の機種とすること。

2 遵守事項

- (1) 安全対策
 - ① 転倒防止
「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。
 - ② 防犯
硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。
また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。
- (2) 使用済み容器の回収
 - ① 回収ボックスの設置
自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
 - ② 回収ボックスの規格
 - ア 素材
プラスチック製又は金属製とすること。
 - イ 容積
回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。
 - ウ その他
使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。
- (3) 自販機の管理運営
 - ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
 - ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に

貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

3 貸付期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日までとする。

4 貸付料

交通事業管理者（以下、「管理者」という。）が設定する最低貸付価格（年額、税抜）以上で、最高の入札価格（年額、税抜）をもって決定した方が提示した入札価格（年額、税抜）に消費税率を乗じて得た額に貸付期間の年数を乗じた金額とする。

貸付料の納入期日は、4月から6月までの分は5月末日まで、7月から9月までの分は8月末日まで、10月から12月までの分は11月末日まで、1月から3月までの分は2月末日までとする。

5 加算料

設置者は年間消費電力量（理論値）が分かるもの（各自動販売機の仕様書・カタログ等）を提出することとし、以下の計算式により計算した額（月額）とする。

$(\text{電気料金単価} \pm \text{燃料費調整単価} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価}) \times \text{年間消費電力量 (理論値)} \div 12$ に消費税相当額を加えた額

納入方法は、市が発行する納入通知書により、4月から6月までの分は5月末日まで、7月から9月までの分は8月末日まで、10月から12月までの分は11月末日まで、1月から3月までの分は2月末日までに納入すること。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年4月末日及び10月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）をデータにより報告すること。

8 費用負担

(1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。

(2) 設置場所及び設置施設の移転並びに改修工事等がある場合の移設・復旧等に係る費用は、設置者において負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して札幌市交通局の指定する日までに返還しなければならない。

10 自販機設置に伴う事故

自販機設置の際は、現場担当者と十分に打ち合わせを行うこととし、札幌市交通局の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 札幌市交通局の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市交通局はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書（飲料用自動販売機 物件3）

1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

- (1) 大きさ
設置面積（電源接続部分及び放熱スペース含む。）は、貸付面積（幅 1,160mm×奥行 800mm）の範囲内とすること。
- (2) 環境対策
 - ① 省エネ
「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。
 - ② ノンフロン
二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。
ただし、紙パック自販機については、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）についても可とする。
- (3) 販売品目
ペットボトル・缶飲料自販機
お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。
- (4) 販売価格
標準小売価格以下で販売すること。
- (5) その他個別条件
ICカード「SAPICA」による電子マネー決済対応の機種とすること。

2 遵守事項

- (1) 安全対策
 - ① 転倒防止
「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。
 - ② 防犯
硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。
また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。
- (2) 使用済み容器の回収
 - ① 回収ボックスの設置
自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
 - ② 回収ボックスの規格
 - ア 素材
プラスチック製又は金属製とすること。
 - イ 容積
回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。
 - ウ その他
使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。
- (3) 自販機の管理運営
 - ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
 - ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に

貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

3 貸付期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日までとする。

4 貸付料

交通事業管理者（以下、「管理者」という。）が設定する最低貸付価格（年額、税抜）以上で、最高の入札価格（年額、税抜）をもって決定した方が提示した入札価格（年額、税抜）に消費税率を乗じて得た額に貸付期間の年数を乗じた金額とする。

貸付料の納入期日は、4月から6月までの分は5月末日まで、7月から9月までの分は8月末日まで、10月から12月までの分は11月末日まで、1月から3月までの分は2月末日までとする。

5 加算料

設置者は年間消費電力量（理論値）が分かるもの（各自動販売機の仕様書・カタログ等）を提出することとし、以下の計算式により計算した額（月額）とする。

$(\text{電気料金単価} \pm \text{燃料費調整単価} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価}) \times \text{年間消費電力量 (理論値)} \div 12$ に消費税相当額を加えた額

納入方法は、市が発行する納入通知書により、4月から6月までの分は5月末日まで、7月から9月までの分は8月末日まで、10月から12月までの分は11月末日まで、1月から3月までの分は2月末日までに納入すること。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年4月末日及び10月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）をデータにより報告すること。

8 費用負担

(1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。

(2) 設置場所及び設置施設の移転並びに改修工事等がある場合の移設・復旧等に係る費用は、設置者において負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して札幌市交通局の指定する日までに返還しなければならない。

10 自販機設置に伴う事故

自販機設置の際は、現場担当者と十分に打ち合わせを行うこととし、札幌市交通局の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 札幌市交通局の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市交通局はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

仕 様 書（飲料用自動販売機 物件 4）

1 自動販売機（以下「自販機」という。）の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（電源接続部分及び放熱スペース含む。）は、貸付面積（幅 1,160mm×奥行 800mm）の範囲内とすること。ただし、南北線乗務区分室及び教習所については貸付面積（幅 850mm×奥行 800mm）が他の設置場所と異なるため注意すること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、紙パック自販機については、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）についても可とする。

(3) 販売品目

ペットボトル・缶飲料自販機

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(4) 販売価格

標準小売価格以下で販売すること。

(5) その他個別条件

IC カード「SAPICA」による電子マネー決済対応の機種とすること。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

自販機付近に回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

(3) 自販機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、

自販機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

③ 食品衛生法に基づく営業許可、または道条例に基づく食品販売登録が必要となる自販機の設置については、設置者の責任において手続きを行うこと。

3 貸付期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日までとする。

4 貸付料

交通事業管理者（以下、「管理者」という。）が設定する最低貸付価格（年額、税抜）以上で、最高の入札価格（年額、税抜）をもって決定した方が提示した入札価格（年額、税抜）に消費税率を乗じて得た額に貸付期間の年数を乗じた金額とする。

貸付料の納入期日は、4月から6月までの分は5月末日まで、7月から9月までの分は8月末日まで、10月から12月までの分は11月末日まで、1月から3月までの分は2月末日までとする。

5 加算料

設置者は年間消費電力量（理論値）が分かるもの（各自動販売機の仕様書・カタログ等）を提出することとし、以下の計算式により計算した額（月額）とする。

$(\text{電気料金単価} \pm \text{燃料費調整単価} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価}) \times \text{年間消費電力量（理論値）} \div 12$ に消費税相当額を加えた額

納入方法は、市が発行する納入通知書により、4月から6月までの分は5月末日まで、7月から9月までの分は8月末日まで、10月から12月までの分は11月末日まで、1月から3月までの分は2月末日までに納入すること。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年4月末日及び10月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）をデータにより報告すること。

8 費用負担

(1) 自販機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者において負担する。

(2) 設置場所及び設置施設の移転並びに改修工事等がある場合の移設・復旧等に係る費用は、設置者において負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自販機を撤去する場合は、原状に回復して札幌市交通局の指定する日までに返還しなければならない。

10 自販機設置に伴う事故

自販機設置の際は、現場担当者と十分に打ち合わせを行うこととし、札幌市交通局の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 札幌市交通局の責に帰することが明らかな場合を除き、札幌市交通局はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。